

防災・省エネまちづくり緊急促進事業

防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した、質の高い施設建築物等を整備する市街地再開発事業等の施行者等に対し、国が特別の助成を行うことにより、事業の緊急的な促進を図る。

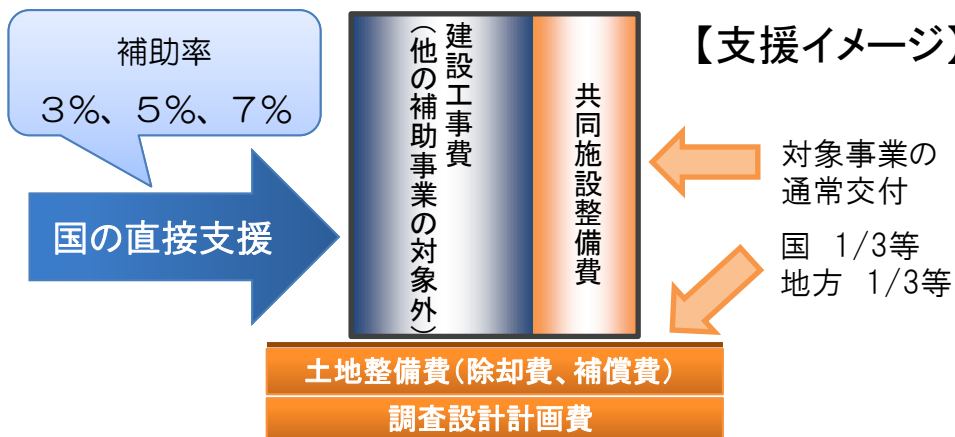
■政策課題対応タイプ

【対象事業】

- ・市街地再開発事業
- ・優良建築物等整備事業 等

※その他、住宅部分については地域要件等あり

【支援イメージ】



【事業概要】

必須要件

- ・高齢者等配慮対策(バリアフリー化)
- ・子育て対策(バリアフリー化、防犯性)
- ・防災対策(帰宅困難者支援[都市部]、構造安全性)
- ・省エネルギー対策(住宅・非住宅の誘導水準への適合)
- ・環境対策(リサイクル性への配慮、劣化対策)



選択要件

- ・防災対策(帰宅困難者支援[地方部]、延焼遮断、津波に対する構造安全性、雨水対策)
- ・省エネルギー対策(ZEH・ZEB水準への適合)
- ・環境対策(ライフサイクルコスト、都市緑化、木材利用)
- ・子育て対策(遮音性向上、居住環境、共働き世帯支援)
- ・生産性向上(BIMの導入)
- ・働き方対策(テレワーク拠点の整備)

【適用期限】 令和7年3月31日まで (令和9年3月31日において完了しないものにあつては、同日後実施される事業の部分を除く。)

【補助金額】

補助対象事業の建設工事費(他の国庫補助に係る補助対象事業費を除く)に対し、要件の充足数に応じて、右記の割合を乗じて得た額の範囲内とする。

必須要件	のみ	・・・	3%
必須要件	+ 選択要件の1項目	・・・	5%
必須要件	+ 選択要件の2項目	・・・	7%

■地域活性化タイプ

工事費の高騰に伴う事業の停滞によって生活再建等に支障を及ぼすおそれのある市街地再開発事業等に対して支援することで、事業の円滑な推進を図る。
 ※令和4年11月8日までに、事業計画の認可または特定業務代行契約等の締結により事業計画(資金計画を含む)について地権者による合意形成がなされており、かつ、同日以降に建設工事費高騰を踏まえた事業計画変更の実施が確実と見込まれる事業に限る

建設工事費



建設工事費高騰分若しくは事業者が負担する事業費(青枠部分)の11.5%のいずれか少ない額